

第42回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 令和7年3月11日(火) 14時00分
ところ 兵庫県動物愛護センター 愛護館

- 1 動物健康管理支援助成金について
- 2 譲渡会開催支援助成金の制度改正について
- 3 令和7年度動物愛護基金活用等事業予算（案）について
- 4 ペット防災手帳について

（添付資料）

- 資料1 第42回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第41回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨
- 資料3 動物健康管理支援助成金（概要）
- 資料4 譲渡会開催支援助成金の制度改正について
- 資料5 令和7年度動物愛護基金活用等事業予算（案）

動物健康管理支援助成金(概要)

1 目的

やむを得ない事情により市民が飼えなくなった犬、猫または動物愛護センターに収容されている犬、猫を動物愛護に関わる活動を行っている団体等が引き取り、新たな飼い主につなげる等の動物愛護活動を支援することで、人と動物との共生社会の実現、収容動物の殺処分率低減を図ることを目的とする。

2 対象者

(1) 飼い主の要件

尼崎市内の自宅でペット(犬・猫のみ)と同居する市民で、やむを得ない事情で飼えなくなったと動物愛護センターが認める者

(対象外)

- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(以下、「法規則」という)第21条の2に規定されている引き取りを求める相当の事由がないと認められる場合
- ・飼い主が法規則第21条の2第6号に規定する新たな飼い主を探す取組期間が1か月未満のもの
- ・健全なボランティア活動の維持に影響を及ぼしかねない多頭飼育案件(頭数5頭以上のもの)

(2) ボランティアの要件

- ・尼崎市動物愛護センターより半径20km以内に飼養施設を有する団体等で、原則、動物関連法令、その他法令等に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を5年以内に受けたことがないこと
- ・本助成金の登録ボランティアについては自活できる能力を持ち、健全にボランティア活動に従事することができ、動物の譲渡・展示等を生業としていない者に限るとする。

(ボランティアの定義)

環境省発行 動物愛護推進員を養成するための教材マニュアル(案)より

- ・自由意志で参加すること
自分にあったものを選んで楽しみながら活動すること
- ・報酬を求めないこと
奉仕活動として参加すること
- ・利益追求の業務でないこと
- ・自分の再発見を促すものであること

(ボランティア遵守事項)

- ① 公共の秩序を守り、他のボランティアの信用を失墜させる行為を行わないこと
- ② 営利を目的とした活動を行わないこと
- ③ 活動を行う上で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、退任後も同

様とする

- ④ 活動を行うにあたっては、個人の人権、人格を尊重し、誠意をもって対応すること
- ⑤ 個人の判断に依らず、動物愛護センターの判断に従うこと
- ⑥ 書類作成にあたっては、虚偽記載をしないこと
- ⑦ 関係法令及び譲渡実施基準を順守すること

(3) 受入頭数の管理

事前に登録した団体等の飼養可能頭数から現在の飼養頭数を控除し得られた頭数を受入可能上限頭数とする。(登録ボランティアが自身の活動実態に基づき、受入可能頭数を少なく設定することもできる)

3 助成対象経費

- ・登録ボランティアが飼い主から動物を引き取った日から1年もしくは1年以内に譲渡した場合においては譲渡完了日までにかかった医療費
- ・動物愛護センターに収容することになった動物のマイクロチップの装着等費用
(ただし、飼い主が負担すべき費用は除く)

(医療費の範囲)

ケガ、病気に対しての治療費・予防接種費・不妊手術費・検査費・初診料・再診料・マイクロチップ装着費用(登録料 400 円を含む)・治療報告書等発行手数料・その他市が医療費と認める費用及びそれらにかかる消費税を含む

(1) 助成上限額

5 万円

(2) 算定方法

助成対象経費から助成対象動物に関する収入を控除して得た額と上限額 5 万円を比して低い額とする。

動物健康管理支援助成金の各申請等手順

(1) ボランティア登録申請手順

① ボランティア登録申請書に必要事項を記入し、動物愛護センターに提出する。

【添付書類】

- ・収容個体帳簿
- ・前年度活動報告書(収容した頭数と譲渡した頭数がわかるもの。)
- ・前年度収支表
- ・預かりボランティア一覧

② 申請書受理後、市が当該ボランティアの飼養施設(預かりボランティアを含む)を調査する。

※調査については動物取扱業の飼養管理基準を準用する

③ 審査完了後、登録ボランティアとなる。

(2) 登録後必要書類

登録されたボランティアについては、無理な活動によるネグレクト等の問題につながらないように、またボランティア活動の実態把握のため、年に1回(4月1日～5月31日)に現況報告を求める。

【提出書類】

- ・収容個体帳簿(全頭分)
- ・活動報告書(収容数と譲渡数が分かるもの)
- ・年間収支表(寄付を含む全ての収支を求める)

(3) 本助成金申請の手順(飼い主のサポートを行う事案)

手 順		フローチャート 該当番号
1	登録ボランティアが市民(以下、飼い主)から相談を受ける。	①→②-2 または ①→②-1→ ②-2
2	登録ボランティアは飼い主から必要な情報等を聞き取り、相談連絡票(飼い主の基本情報、飼えない理由、家族構成等がわかるもの、これらの情報を動物愛護センターに報告することに同意したという署名等)に必要事項を記載し、動物愛護センターに提出する。	②-2→③
3	動物愛護センターが記載事項に基づき、飼い主宅訪問を含む調査	④

	を行い、対象事案であるかどうかを審査する。	
4	動物愛護センターから審査結果を通知する。 ※動物愛護センターに連絡票を提出したボランティアの活動状況によっては、事案を動物愛護センターで対応する場合があります。	④
5	登録ボランティアは活動計画書を作成し、動物愛護センターに提出する。 ☆活動計画書記載内容 ・当該個体情報(このとき、マイクロチップが装着されていない個体については事前に装着し、マイクロチップ番号を記載することを必須とする。また、登録情報のないチップが装着されている場合や飼い主以外の情報が登録されている場合については、飼い主に自己負担で登録・変更をしてもらう。) ・チラシ情報(掲載場所・開始日等) ・掲載インターネットサイト詳細情報(掲載開始日・登録サイト名・登録番号等) ・他者への斡旋 ・その他譲渡に向けた努力	⑤、⑥、⑦
6	登録ボランティアは活動計画書に基づき、新たな飼い主探しをサポートするとともに、飼い主に対し適正飼養や終生飼養の観点より今後の動物への関わり方について啓発を行う。	⑧
7	新たな飼い主が見つかるもしくは引き取り期日になった場合は報告書を動物愛護センターに提出する。	⑨または⑤→ ⑥→⑦
8	動物愛護センターは計画書及び報告書を審査し、新たな飼い主探しに必要な行動をとったか確認をする。	⑩
9	審査後、飼い主は動物愛護センターか登録ボランティアのどちらか引き取り先を選択する。(このとき、飼い主が複数頭所有している場合については、一括でどちらかに引き渡すこととする。)	⑩→① または ⑩→⑪
10	登録ボランティアが引き取ることとなった場合については、速やかにマイクロチップの登録情報を助成金を申請する者に変更し、登録証明書の写しと飼い主が記載した引き取り依頼書を動物愛護センターに提出する。	⑪
11	引き取り依頼書に記載された引き取り日より1年を経過した日もしくは1年以内に譲渡した場合においては譲渡完了日より60日以内に助成金申請書、当該動物に係る収支報告書、譲渡報告書を動物愛護センターに提出する。(譲渡報告書については譲渡完了時のみ)	⑪→⑬→⑭ または ⑪→⑫→⑬ →⑭

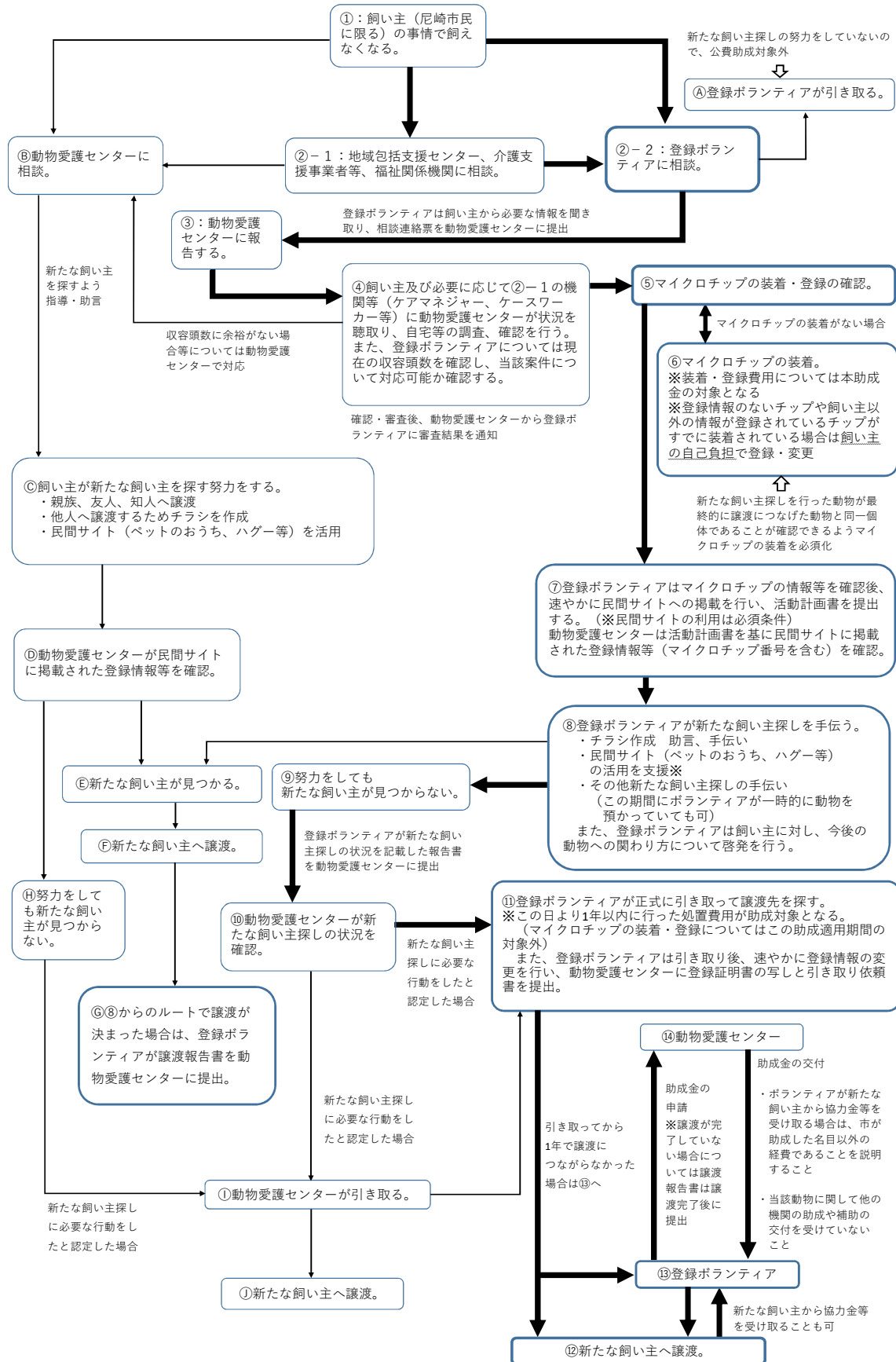
12	提出書類を確認の後、動物愛護センターから登録ボランティアに助成金交付決定通知書を送付する。	⑭→⑬
13	登録ボランティアは助成金交付決定通知書を基に、請求書を動物愛護センターに提出する。	⑬→⑭
14	動物愛護センターから助成金を指定の口座に振り込む。	⑭→⑬
15	手順⑪の際に譲渡が完了していない事案については譲渡完了時に譲渡報告書を提出する。	⑬→⑭

※民間サイトおよび SNS 等への掲載について

登録ボランティアが民間サイトや SNS 等で新たな飼い主を探すにあたり、当該動物について行政機関をイメージする文言（例えば、動物愛護センターや保健所等）を使用してはならない。

動物健康管理支援助成金フローチャート

資料3別紙2



【補足事項】

- ・当制度を活用できるボランティアは市に事前登録をしたボランティアのみ
- ・登録ボランティアの収容頭数に個人の預かりボランティアの収容頭数を含めて事前登録制とする
- ・事前登録の基準により、ボランティアの収容管理体制に応じた収容頭数を定める（動物の抱え込みによるボランティア施設の二次崩壊を防ぐため）
- ・助成金申請の時期は、譲渡完了後もしくは飼い主から動物を引き取った日から1年以内とし、譲渡状況を併せて報告する1年経過後においても、当該動物の譲渡が成立した場合は、その旨を報告すること

動物に関する帳簿(案)

資料3別紙3

管理番号

① 個体情報	名前	性別	生年月日	/	/
	動物の種類	品種			
	毛色				
	犬の登録(犬のみ)	登録番号	登録自治体		
	マイクロチップ番号				
② 引取情報	氏名/名称	電話			
	住所				
	引取手数料	円			
③ 所有年月日	/	/			
④ 譲渡年月日	/	/			
⑤ 譲渡先情報	氏名/名称	電話			
	住所				
	飼育環境確認	譲渡適正	確認年月日	/	/
	譲渡金	円			
⑥ 死亡年月日	/	/			
⑦ 死亡原因					

トライアル実施記録

	日付	氏名/名称	住所	電話番号	結果
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

預かりボランティアへの移動歴

	日付	預かりボランティア	預かり期間	
			預けた日	戻ってきた日
①	/	/	/	/
②	/	/	/	/
③	/	/	/	/
④	/	/	/	/
⑤	/	/	/	/
⑥	/	/	/	/
⑦	/	/	/	/
⑧	/	/	/	/
⑨	/	/	/	/
⑩	/	/	/	/

【飼養中の特記事項】

	日付	内容	担当者
①	/ /		
②	/ /		
③	/ /		
④	/ /		
⑤	/ /		
⑥	/ /		
⑦	/ /		
⑧	/ /		
⑨	/ /		
⑩	/ /		
⑪	/ /		
⑫	/ /		
⑬	/ /		
⑭	/ /		
⑮	/ /		
⑯	/ /		
⑰	/ /		
⑱	/ /		
⑲	/ /		
⑳	/ /		
㉑	/ /		
㉒	/ /		
㉓	/ /		
㉔	/ /		
㉕	/ /		
㉖	/ /		
㉗	/ /		
㉘	/ /		
㉙	/ /		
㉚	/ /		

【その他特記事項】

譲渡会開催支援助成金の制度改革について

1 目的

尼崎市内の野良猫及び動物愛護センターに収容される可能性のあった動物の減少に寄与し、ひいては理由なき殺処分ゼロにつなげることを目的に市内で保護した動物の譲渡促進を図るため、多様な譲渡会に助成ができるよう制度改革を行う。

また、譲渡の促進への寄与を把握し、効果検証を行うことが可能な制度とするとともに物販等の収入がある譲渡会については、これまでの協議会等の意見を踏まえて、収支報告を伴うものに改める。

2 対象者

尼崎市内で保護した動物を譲渡につなげるため譲渡会を実施した主催者かつ尼崎市内に所在地を有する団体等

3 助成額の算定方法

(1) 助成上限額

6 万円

(2) 算定方法

開催した譲渡会ごとに算定するものとし、当該譲渡会の支出から収入を控除した額と市内で保護した展示動物数に応じた額（上限 6 万円）を比して低い額とする。

① 譲渡会事業の収入の範囲

物販収入、ブース出展料等

② 譲渡会事業の支出の範囲

会場賃借料、印刷費、運搬費、材料費、消耗品費等

※譲渡会開催後、上記①及び②の収支を報告

4 動物の譲渡実績について

以下の事項について助成金申請時及びトライアル後の譲渡結果（成立又は不成立）が出た時点で譲渡会ごと、かつ、動物の個体ごとに報告

(1) 譲渡が成立した動物

- ① 動物の種類（犬・猫）
- ② 保護時点の動物の所在地
- ③ 動物の名前等
- ④ トライアル期間
- ⑤ 動物を譲渡するまでに要した経費の金額
- ⑥ 新たな飼い主から受領した譲渡費の金額等

(2) 譲渡不成立となった動物

- ① 動物の種類（犬・猫）
- ② 保護時点の動物の所在地
- ③ 動物の名称等
- ④ トライアル期間等

(3) トライアル中の動物 ※申請時に譲渡結果が出ていない動物が対象

- ① 動物の種類（犬・猫）
- ② 保護時点の動物の所在地
- ③ 動物の名称等
- ④ トライアル期間等

5 譲渡会開催前の事前申し出

譲渡会の開催予定等を把握し、助成金の趣旨に沿った譲渡会かを確認するため、実施概要について14日前までに動物愛護センターに申し出る仕組みとする。なお、事前申し出のあった譲渡会を助成金申請の対象とする。

(1) 開催予定届

会場の名称、所在地、開催予定日、展示動物予定数等

(2) 開催経費の収支案

収支項目は、3助成額の算定方法(2)と同様

(3) 会場図面（概略図可）

展示動物スペースや物販等スペースのレイアウトを記載した図面

(4) 動物の譲渡条件 ※各年度に係る初回の事前申し出時のみ報告

譲渡会主催者が定める譲渡条件についての考え方

○譲渡条件の例

- ・完全室内飼育が可能かどうか
- ・賃貸住宅の場合ペットを飼育できる住居であるか
- ・家族全員の同意を得ているか等

(5) 譲渡費 ※各年度に係る初回の事前申し出時のみ報告

譲渡会主催者が定める譲渡費についての考え方

- ① 徴収の有無
- ② 金額
- ③ 徴収する時期
- ④ 譲渡費の対象経費等

以 上

令和7年度動物愛護基金活用等事業予算(案)

資料 5

<ボランティア活動の支援>

(単位:千円)

	事業内容	R5決算	R6予算	R7予算	備考
		金額	金額	金額	
入口 対策	捕獲器等の貸出し【新規】	—	—	300	(捕獲器本体20,000円＋盗難防止GPS3,000円＋布1,000円)×10セット＋消耗品60,000円
	野良猫不妊手術助成金	4,798	9,050	5,601	451頭分(捕獲送迎費助成分含む) R5決算、R6予算及びR7予算に一般財源の助成金予算1,000千円を含む
出口 対策	動物健康管理支援助成金【新規】	—	—	3,400	50,000円×68頭 ※団体譲渡した収容動物・ボランティアが保護した飼い猫及び飼い犬が対象
	譲渡会開催支援助成金	240	1,000	600	60,000円×10回
		5,038	10,050	9,901	

<動物愛護センター実施事業の促進>

	事業内容	R5決算	R6予算	R7予算	備考
		金額	金額	金額	
入口 対策	TNR活動に対するインセンティブの付与【新規】	—	—	200	あま咲きコインを付与 ①野良猫不妊手術助成金交付説明会初回参加者へ500コイン ②令和7年度の説明会受講後の初回実施1頭目に1,000コイン ③②(令和6年度以前の受講を含む)以外の実施頭数に対して200コイン
	公用車用啓発マグネットシート作成費用【新規】	—	—	250	市内を移動する公用車に適正飼養とTNRを啓発するデザインのマグネットシートを貼付 1250円×200枚(公用車100台分)
	阪神バスラッピング広告料	—	2,050	1,100	令和7年度は、広告デザインの製作・貼り付け施工費が不要
	地域主体の学習会への費用助成	—	100	60	
	動物飼養マナー啓発看板作成費用	0	100	700	動物の適正飼養啓発グッズ等作成費用
	動物愛護基金PRポケットティッシュ購入費用	0	30		
	動物愛護啓発用パンフレット作製費用	0	300		
	動物飼養啓発マナーグッズ作成費用	0	70		
	TNR啓発ポスター	23	—		
	TNR啓発グッズ	134	—		
出口 対策	猫バルボウイルス等検査委託料	—	700	700	
	団体譲渡動物健康管理支援助成金	475	1,500	—	動物健康管理支援助成金に統合
	多頭飼育動物不妊手術助成金	0	800	440	11,000円×40頭
	収容動物不妊手術委託料	152	300	196	8,500円×23頭
	収容犬トリミング費用	20	200	50	10,000円×5頭
	収容動物用薬資材等購入費用	1,546	1,400	1,600	
	学校飼育動物飼料購入費用	89	100	100	R5実績を反映
防災 関係	避難所へのケージの配備【新規】	—	—	2,520	10,000円×3個×指定避難所84か所分
	飼い犬、飼い猫に対するマイクロチップ装着等助成金【新規】	—	—	1,000	(装着料助成上限1,600円＋登録料400円)×500頭
	ペット防災手帳作成費用	—	1,500	400	
		2,439	9,150	9,316	

合計

7,477

19,200

19,217